

No.3

R4.5

上旬発行

民間助成ニュース速報



島根県社会福祉協議会 地域福祉部・ボランティア活動振興センター（担当：中道）

TEL 0852-32-5997/FAX 0852-32-5982/E-mail voc@fukushi-shimane.or.jp

ボランティア・NPO 活動情報、助成情報はこちら→「島根いきいき広場」<https://www.shimane-ikiiki.jp/>

※助成金の詳細は各助成元のHP等でご確認ください。

また、お問い合わせはそれぞれの助成元へ直接お願いします。

* 配信停止および配信先変更をご希望の場合は、ご連絡ください。

本原稿は4月25日時点で本会が把握した情報をもとに作成しています。

実施主体	社会福祉法人 島根県社会福祉協議会
事業名称	地域共生社会創造助成金
問合せ先	〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 島根県社会福祉協議会地域福祉部地域福祉係 担当：景山 TEL：(0852) 32-5997 FAX：(0852) 32-5982 メールアドレス：chiiki@fukushi-shimane.or.jp

目的 住民同士が出会い参加することのできる場や居場所づくり、日常の支え合い活動などの、新たな立ち上げや拡充を支援することで、地域からの孤立を防ぎ、人と人、人と社会がつながり支え合う島根（まち）づくりを目指すことを目的としています。

対象団体 以下の全ての要件を満たす団体とします。

- ① 営利目的でないこと
- ② 活動の担い手、及び活動の対象者が共に地域住民であり、互いに対等な立場で団体を構成する等、住民相互の「たすけあい」を基調とする団体であること。
- ③ 活動の担い手に、65歳以上の地域住民が概ね3割以上含まれていること。

対象活動 住民団体等が市町村社会福祉協議会の支援を受け、新たに立ち上げる又は拡充する、次の

- ①～④のいずれかに該当し、助成金交付後概ね5年間は継続が見込まれる活動。
 - ① 日常の暮らしの中での支え合いに関する活動
例) 地域互助組織による困りごと支援 など
 - ② 居場所をはじめとする多様な場づくりに関する活動
例) 子ども食堂等の地域食堂の運営、地域サロンや世代間交流の拠点の運営 など
 - ③ 身近な地域での見守り等に関する活動
例) 障がいがある方や引きこもりの方等に地域の活動への参加を促す取り組み、独居世帯等に対する配食活動 など
 - ④ その他、助成対象活動として島根県社会福祉協議会会長が認めた活動。

助成金額 助成金の限度額は100万円とし、前項の活動に必要な経費を助成対象とします。ただし、活動拠点の管理運営費等の経常的な経費は除きます。

申請方法 本助成金交付要綱を確認の上、申請書及び必要書類を居住地の市町村社会福祉協議会へ提出してください。なお市町村社会福祉協議会では、申請内容についてヒアリング等を行う場合があります。申請書様式等は、ホームページにて入手可能です。

URL： <https://www.fukushi-shimane.or.jp/works/social/514>

(事業メニュー → 地域づくり・社会参加 → 地域共生社会創造助成金)

申請締切 令和4年6月30日(木)までに市町村社会福祉協議会へ申請

実施主体	島根県 環境生活部文化国際課 文化振興室
事業名称	2022年度 しまね文化ファンド助成事業 【後期】
問合せ先	〒690-0887 松江市殿町 128 番地 文化国際課 「しまね文化ファンド事務局」担当：前島 TEL：0852-22-5500 FAX：0852-22-6412 E-mail：fund-shimane@kni.biglobe.ne.jp

助成対象 ・島根県民が事業の中心であること、また一般に開放された事業であることが前提
・先駆的、模範的、実験的、創造的な文化事業を優先的に助成

助成分野 ①地域文化振興：島根の歴史や神話・民話、文化財や風土を素材にして仕立てられる文化事業
②芸術文化振興：多様な芸術文化活動の活性化を目指す文化事業。
③国際文化交流：国際文化交流の推進を目指す文化事業。

助成金額 対象経費の1/2以内（一部事業については上限あり）
※総事業費が20万円未満の場合は申込不可

応募方法 所定の申請書に記入の上、事務局へ郵送またはお持ちください。
その他必要書類につきましては、ホームページにてご確認ください。
申請書は、ホームページにてダウンロードが可能です。
URL：<https://www.pref.shimane.lg.jp/life/bunka/shinkou/jyosei>

応募締切 令和4年5月27日（金） ※当日消印有効・持ち込みは17時まで

実施主体	公益財団法人 中央競馬馬主社会福祉財団
事業名称	令和4年度 施設整備等助成事業
問合せ先	〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 島根県共同募金会 担当：増田 TEL：0852-32-5977 FAX：0852-32-5978 E-MAIL：akaihane@fukushi-shimane.or.jp

対象 (1) 社会福祉法人
(2) 公益財団法人、公益社団法人（社会福祉事業を行うもの。）
(3) 社会福祉事業を行っているNPO法人（社会福祉協議会の推薦が必要になります。）

対象事業 (1) 備品等の購入 (2) 施設の設置、増改築及び各種修繕工事等

助成限度額 総事業費の4分の3以内で100万円以内

書類入手方法 公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団ホームページより入手可能。
<http://www.jra-umanushi-hukushi.or.jp/>

申請方法 「助成金申請書」に必要事項を記入の上、メールで提出して下さい。なお、メールが難しい場合はFAX,または郵送で送付ください。

書類提出先 所定の申請書類に記入の上、島根県共同募金会事務局あてに提出ください。

推薦総額 本県からの推薦枠は総額567万円以内となります。

応募期間 令和4年5月31日（火）17時までに必着

実施主体	公益在団法人 日本生命財団
事業名称	2022 年度ニッセイ財団 高齢社会助成
問合せ先	〒541-0042 大阪府中央区今橋3丁目1番7号 日本生命今橋ビル4階 ニッセイ財団 高齢社会助成事務局 TEL：(06) 6204-4013 FAX：(06) 6204-0120

【地域福祉チャレンジ活動助成】

趣 旨 地域包括ケアシステムの展開、そして深化（高齢者を中心に全世代交流・交流を志向）につながる活動へチャレンジするための助成

助成テーマ

- ① 福祉施設や福祉・介護・保健・リハビリテーション専門職と地域住民の協働によるインフォーマルなサービスづくりへ向けてのチャレンジ活動
- ② 認知症（若年性認知症を含む）の人、家族と地域住民がともに行う安心、安全に暮らせる地域づくりへ向けてのチャレンジ活動（本財団恒久分野）
- ③ 人生の看取りまで含む生活支援（日常生活支援、身元保証、死後対応等）につながる実践へ向けてのチャレンジ活動
- ④ 高齢単身者、家族介護者を含めた複合的な生活課題に対する（家族への）支援につながる実践へ向けてのチャレンジ活動
- ⑤ 高齢者、障がい者、子ども等全世代交流型の活動・就労の機会提供、社会参加づくりへ向けてのチャレンジ活動

対象団体 次の2つの要件を満たしている団体（法人格の有無は問わない）

- ① 助成テーマにチャレンジする意欲がある団体
- ② 他の団体・機関、住民組織等と協働で活動する団体
（活動の運営組織の構成員に申請団体以外のメンバーが参加していること）

助成金額 2年間最大400万円（1年最大200万円）

応募方法 所定の申請書（HPよりダウンロード可）に記入押印し、作成した申請書の原本1部（片面印刷）にコピー2部（両面印刷）を添付して財団宛てに郵送する。
URL：http://www.nihonseimei-zaidan.or.jp

応募締切 令和4年5月31日（火） ※当日消印有効

実施主体	社会福祉法人 中央共同募金会
事業名称	「地域に密着した多様な生活支援活動を応援する助成事業」
問合せ先	〒690-0011 島根県松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ5階 社会福祉法人島根県共同募金会 担当：増田 TEL：0852-32-5977 FAX：0852-32-5978 E-mail： akaihane@fukushi-shimane.or.jp URL： http://www.akaihane-shimane.jp

趣 旨 新型コロナウイルス感染症の影響を被って困窮・孤立の状態にある人たちを支援するとともに、課題を広く社会と共有し、活動に市民の参加を得ることで、ポストコロナ時代における、より豊かな地域共生社会づくりに寄与することを目的とする。

対象団体 民間の相談支援活動、食支援や居住支援、居場所を失った人への活動など、困りごとを

かかえる人たちを支援する活動を行う非営利の団体・グループ(法人格の有無は問わない)

- 対象経費**
- ・ 機材、道具など支援活動に使用する物品の購入費、借上料
 - ・ 支援活動を行う会場の借上料
 - ・ 食品や物品など、支援対象者への提供品の購入費
 - ・ 支援活動に用いる光熱水費（電気代、ガソリン代など）、文房具費、印刷費（コピー代など）等
 - ・ 支援活動を担う人（アルバイトなど）への謝金。交通費
- ※ 公的資金が充てられる費用は対象外とします。

申請方法 「助成金申請書」に必要事項を記入の上、メールで提出してください。メールが難しい場合は FAX または郵送で送付してください。

助成金額 1 件あたり上限 30 万円

応募締切 令和 4 年 5 月 27 日（金）必着

実施主体	公益財団法人 みずほ教育福祉財団
事業名称	第 20 回「配食用小型電気自動車寄贈事業」
問合せ先	〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-6-1 丸の内センタービルディング 公益財団法人 みずほ教育福祉財団 福祉事業部 TEL：03-5288-5903 FAX：03-5288-3132 URL：http://www.mizuho-ewf.or.jp/ E-mail：fjp36105@nifty.com

趣 旨 高齢者を対象とした福祉活動を支援するため、みずほフィナンシャルグループ役職員からの募金を主な原資として、高齢者向けに配食サービスを行っている民間団体に対し、配食用小型電気自動車（愛称：みずほ号）の寄贈を行います。

助成対象 次の要件を満たすもの。（反社会的勢力、および反社会的勢力に関係すると認められる団体からの申請は不可。）

- ・ 高齢者を主な対象とし、原則 1 年以上継続して週 1 回以上、調理・家庭への配食・友愛サービスを一貫して行っていること。
- ・ 法人（非営利活動法人、社会福祉法人、出資持分のない医療法人、公益法人等）・任意団体を問わず、非営利の民間団体であること。ただし、実施している給配食サービスがすべて行政等からの受託である団体の場合は、当該部門の営業利益が黒字でないこと
- ・ 現在の活動を継続するにあたって、配食用の車両が不足しており、本寄贈によって運営の円滑化が見込まれること。

寄贈内容

- ・ 配食用小型電気自動車 1 台
- ・ 事業規模：14 台（14 団体）予定

申請方法 所定の申請書に必要事項をご記入の上、都道府県・指定都市または市区町村社会福祉協議会、あるいは全国食支援活動協力会のいずれかにより推薦を受け、郵送してください。

応募要項・申請書は当財団ホームページからダウンロードすることが可能です。

応募締切 令和 4 年 6 月 10 日（金）※必着